

令和6年能登半島地震について

令和6年1月1日に能登半島で発生した最大震度7の地震と津波は、広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

本市においては、震度5強が観測され、3名の方が負傷されたほか、市内各地で道路の陥没や断水、家屋等への被害が発生いたしました。

市民の皆様にはご心配、ご不便をおかけいたしておりますが、一日も早い復旧と被災された市民や企業の皆様の支援に全力を尽くしてまいります。

今回の地震では、多くの皆様が自主避難され、また各区や企業等では、自主的な避難所を開設いただきました。ご協力をいただいた皆様には深く感謝を申し上げます。

災害時には、自らの命を守る「自助」、そして、地域のつながりによる「共助」が不可欠です。改めて、ご自身やご家族の備えの確認と、皆様のご協力をお願いいたします。

私も市民の皆様の先頭に立ち、陣頭指揮を執って震災対応に当たってまいります。

これから寒さが一層厳しくなっておりますので、体調管理には十分にご留意ください。

何かお困りのことがありましたら、遠慮なく、市役所や関係機関にご相談ください。

令和6年1月15日

あわら市長

森 乙嗣

被災された方に対する支援制度一覧

(令和6年1月15日現在)

担当課への申請が必要になります。
最新の情報は、あわら市ホームページを
ご覧いただき、担当課へご相談ください。

あわら市
ホームページ



支援制度	概要	担当課
1 罹災証明書の発行	家屋に被害が生じ、保険請求などの手続きにおいて証明書が必要な場合に「罹災証明書」を交付します。	総務課 防災安全対策室 Tel 73-8040
2 被災した住居等における家具等廃棄物の処理	「罹災証明書」の交付を受けた方が、家具等の災害廃棄物を個人で分別して清掃センターへ持ち込んだ場合、ごみ処理手数料が免除される場合があります。 ※清掃センターで処理できないものは持込みできません。「あわら市ごみガイドブック」等により、あらかじめご確認ください。	生活環境課 生活グループ Tel 73-8017 ★事前にご連絡ください。
3 住宅災害見舞金の支給	あわら市に住民登録のある方が、日常的に居住している住家に被害を受けた場合、被害の程度によって住宅災害見舞金を支給します。	福祉課 福祉総務グループ Tel 73-8020
4 介護保険料の減免・徴収猶予	被害を受けた日以降に到来する納期の介護保険料について、被害の程度により介護保険料の減免・徴収猶予を受けられる場合があります。	健康長寿課 Tel 73-8022 坂井地区広域連合 Tel 91-3309
5 居宅介護サービス費等に係る自己負担額の減額・免除	被害を受けた日の翌月以降の介護サービス費について、被害の程度により自己負担額の減額・免除を受けられる場合があります。	健康長寿課 Tel 73-8022 坂井地区広域連合 Tel 91-3309
6 個人市民税の減免	個人市民税の納税義務者の方で、災害により住宅に被害を受けたときは、被害の程度により減免を受けられる場合があります。	税務課 市民税グループ Tel 73-8011
7 固定資産税の減免	固定資産税の納税義務者の方で、災害により住宅等に被害を受けたときは、被害の程度により減免を受けられる場合があります。	税務課 資産税グループ Tel 73-8012

	支援制度	概要	担当課
8	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免	国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の方で、災害により住宅に被害を受けたときは、被害の程度により保険税等の減免を受けられる場合があります。	税務課 市民税グループ TEL 73-8011 市民課 保険年金グループ TEL 73-8015
9	国民年金保険料の減免	国民年金第1号の被保険者の方で、災害により住宅等に被害を受けたときは、減免を受けられる場合があります。	市民課 保険年金グループ TEL 73-8015 福井年金事務所 TEL 23-4518
10	就学援助費の支給	天災等の特別の事情により住民税の減免を受けた場合、小学校及び中学校に就学する児童生徒のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助します。	教育総務課 教育総務グループ TEL 73-8039
11	上下水道料金の減免	災害により家屋で被害が発生した場合、上下水道料金が減免となる場合があります。なお、家屋に被害が無く、水道管の漏水のみであっても修繕後の申請により、減免の対象となる場合があります。	上下水道課 TEL 73-8036
12	災害等による市営住宅の一時使用	災害により住宅を滅失した方は、公募によらず、市営住宅に一時的に入居することができます。	建設課 管理グループ TEL 73-8031
13	障害福祉サービス等に係る利用料等の猶予・免除	災害により障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な方に対して、利用料の支払いの猶予・減免を受けられる場合があります。 ※ 障害福祉サービス、自立支援医療、補装具費、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療、療養介護医療に係る費用を含みます。	福祉課 福祉総務グループ TEL 73-8020
14	障害者手当等の所得制限の特例処置	災害により住宅・家財等の財産価格の概ね2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限の特例措置を受けられる場合があります。 ※特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重症心身障害児（者）福祉手当が対象	福祉課 福祉総務グループ TEL 73-8020

	支援制度	概要	担当課
15	放課後子どもクラブ保護者負担金の減免	保護者が災害や疾病等のやむを得ない理由により負担金の納入が困難であると認められる場合、その費用を減額又は免除することができます。	子育て支援課 子育て支援グループ TEL 73-8021
16	こども園料の利用者負担金の減免	保護者が災害や疾病等のやむを得ない理由により負担金の納入が困難であると認められる場合、その費用を減額又は免除することができます。	子育て支援課 子育て支援グループ TEL 73-8021
17	児童扶養手当の所得制限の特例措置	災害により住宅・家財等の財産価格の概ね2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限の特例措置を受けられる場合があります。	子育て支援課 家庭支援グループ TEL 73-8021
18	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還猶予	各種資金について、貸付を受けた者が被災した場合、償還金の支払の猶予等が受けられる場合があります。	子育て支援課 家庭支援グループ TEL 73-8021
19	中小企業・小規模事業者向け支援制度	被災中小企業・小規模事業者支援措置 (1) 特別相談窓口の設置 (2) 災害復旧貸付の実施 (3) セーフティーネット保証4号の適用 (4) 既存債務の返済条件緩和等の対応 (5) 小規模企業共済災害時貸付の適用 ※詳細は経済産業省ホームページをご覧ください。 特別相談窓口の設置 県内商工会等で、被災した事業者の皆様の資金繰りや経営に関する相談を受け付けています。	商工労働課 TEL 73-8030 あわら市商工会 TEL 73-0248
20	災害救助法の規定に基づく被災住家への支援	被害の程度により、住家の修理について支援が受けられます。	総務課 防災安全対策室 TEL 73-8040

！災害に便乗した悪質商法にご注意ください！